



ふじよしだ 議会だより

<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/site/gikai/>

第170号

◇◇◇◇ 就任あいさつ ◇◇◇◇



第73代 議長
渡辺新喜

第71代 副議長
滝口晴夫

市民の皆様には、平素より富士吉田市議会に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

このたび、令和7年第3回定例会におきまして、議員各位のご推挙により私たち両名が議長並びに副議長の重責を担わせていただくことになりました。誠に身に余る光栄であり、その職務の重大さを痛感しているところであります。

さて、本市は世界に誇る富士山を擁し、国内外から多くの観光客をお迎えし、街は賑わい、活気があふれてきました。しかしながら、オーバーツーリズムと呼ばれる課題に直面しており、地域の暮らしとのバランスが問われています。引き続き、市民の皆様を守りながら、観光客の皆様とも良好な関係を築いてまいります。また、人口減少、少子高齢化や物価高騰など様々な課題が数多くありますが、本市発展のため、課題解決に全力で取り組んでまいります。

私たちの富士吉田市は、豊かな自然と文化、そして人の温もりに満ちた希望のある地域でございます。市議会といたしましても、市民の皆様のご信頼と期待に応えられる議会運営を目指して万全を期してまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

6月定例会

令和7年6月定例会は、6月11日に開会し、15日間の会期を終え、25日に閉会しました。

市長からは、専決処分報告として、富士吉田市税条例の一部改正など3件、報告案件として、継続費繰越計算書など2件の報告がそれぞれありました。

また、市長提出の議案9件及び議会提出の議案1件については、すべて可決、同意しました。

人事案件では、議会選出の監査委員として鈴木富蔵議員が選任されました。

任期満了に伴う議会運営委員会委員、各常任委員会委員の選任、及び特別委員会の設置、並びに、辞職に伴う恩賜林組合会議員、富士五湖広域行政事務組合会議員、及び富士・東部広域環境事務組合議会議員の補欠選挙が行われ、委員等がそれぞれ新たに選出されました。

正副議長の選挙が行われ、第73代議長に渡辺新喜議員が、第71代副議長に滝口晴夫議員がそれぞれ選出されました。

市政に対する一般質問は、4名の議員が行いました。

報告案件 即決案件の概要

報告第2号

専決処分報告について(富士吉田市税条例の一部改正)

【内容】

法律の施行に伴い、二輪車の車両区分の見直し等を行うため、所要の改正を行ったもの。

報告第3号

専決処分報告について(富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正)

【内容】

法令の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ等を行ったため、所要の改正を行ったもの。

報告第4号

専決処分報告について(令和6年度富士吉田市一般会計補正予算第10号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ1億7214万4千円を追加し、総額を401億3093万8千円としたもの。
歳入では、指定寄附金1億2000万円及び財政調整基金繰入金5214万4千円を増額したものであり、歳出では、ふるさと振興基金積立金1億2000万円、中小企業等への融資幹旋・利子補給事業費2814万4千円及び職員手当等の人件費2400万円を増額したものの。

報告第5号

継続費繰越計算書について(令和6年度富士吉田市一般会計)

【内容】

「横町熊穴線外2路線整備事業(R6・7継続事業)」外3件について、10億1294万7490円を翌年度へ通次繰越したものの。

報告第6号

繰越明許費繰越計算書について(令和6年度富士吉田市一般会計)

【内容】

「ふるさと寄附推進事業」外6件について、7億3317万7千円を翌年度へ繰越したものの。

議案第29号

工事請負契約の締結について(道の駅富士吉田新築棟建設(建築主体)工事)

【内容】

契約金額13億3760万円で、川上建設・加々見工務店・三和建設道の駅富士吉田新築棟建設(建築主体)工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容については、鉄筋工事、防水工事等である。

議案第30号

工事請負契約の締結について(道の駅富士吉田新築棟建設(機械設備)工事)

【内容】

契約金額2億2110万円で、サンエイ・広瀬設備道の駅富士吉田新築棟建設(機械設備)工事共同企業体

と契約しようとするものであり、工事内容については、空気調和設備工事、換気設備工事等である。

議案第31号

【内容】
 工事請負契約の締結について（道の駅富士吉田新築棟建設（電気設備）工事）

【内容】
 契約金額2億7940万円で、桑原電業・タケカワ道の駅富士吉田新築棟建設（電気設備）工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容については、電灯設備工事、動力設備工事等である。

議案第32号

【内容】
 工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金関連事業 富士吉田市宮尾垂団地2号館内 部改修工事）

【内容】
 契約金額1億7798万円で、渡秀工業株式会社と契約しようとするものであり、工事内容については、内装工事、電気設備工事等である。

議案第33号

令和7年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ1億9500万円を追加し、総額を337億5243万7千円とするもの。
 歳入では、財政調整基金繰入金1億9500万円を増額するものであり、歳出では、水道事業会計負担金事業費1億4600万円、下水道事業会計負担金事業費4900万円を増額するもの。

議案第34号

富士吉田市監査委員の選任について

【内容】

委員の勝俣大紀氏の後任に、鈴木富蔵氏を選任するもの。

議案第35号

富士吉田市議会特別委員会の設置について

【内容】

富士吉田市議会に、委員各10人をもって構成する「演習場対策特別委員会」及び「国際観光推進・織物等産業振興対策特別委員会」を設置するもの。

表彰

永年勤続十年 一般表彰

全国市議会議長会及び山梨県市議会議長会の各総会において、左記の表彰が行われたことを受け、6月定例会に先立ち、表彰状と記念品の伝達が行われました。



鈴木 富蔵



渡辺 新喜



宮下 宗昭



秋山 晃一

会期日程

25日	19日	17日	6月11日
<ul style="list-style-type: none"> ● 本会議 ● 委員長からの報告 ● 議案の追加提案 ● 各議案の採決 <p>(閉会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務経済委員会 ● 付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会議 ● 議案の追加提案 ● 追加議案の委員会付託 ● 市政一般質問 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会議(開会) ● 会期の決定 ● 議案の提出と説明 ● 議案の委員会付託

委員会の審査から

総務経済委員会

以下3議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号

令和7年度富士吉田市一般会計
補正予算(第1号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ45億7260万円を追加し、総額を335億4260万円とするもの。

歳入では、指定寄附金43億円、新しい地方経済・生活環境創生交付金3億7989万6千円及び地方創生臨時交付金2億5117万8千円等を増額し、公共施設整備事業費2億円、ふるさと振興基金繰入金7800万円及び財政調整基金繰入金7582万1千円等を減額し、歳出では、ふるさと振興基金積立金



20億円、ふるさと寄附推進事業費20億円、環境保全・地域安全推進基金積立金3億円等を増額し、感染症予防対策事業費1720万9千円を減額するもの。

また、債務負担行為として、議会用タブレット端末及び周辺機器一式リース料1303万5千円を追加するもの。

なお、審査の中で、環境保全・地域安全推進基金管理事業について、富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計画に基づき事業を進める中で、具体的な活動内容が決定次第、報告してほしい旨の要望があった。

議案第27号

富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【内容】

法律の一部改正に伴い、投票所における投票管理者等の報酬額を改定する必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第28号

令和7年度富士吉田市一般会計
補正予算(第2号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ1483万7千円を追加し、総額を335億5743万7千円とするもの。

歳入では、指定寄附金1000万円、財政調整基金繰入金370万円、参議院議員通常選挙委託金113万7千円を増額し、歳出では、観光宣伝・観光客誘致推進事業費1000万円、図書館管理運営事業費370万円、参議院議員選挙事業費113万7千円を増額するもの。

演習場対策 特別委員会

本委員会は、令和7年4月23日に開催され、令和8年度防衛施設周辺整備事業計画(概要要求)について協議した。



6月

市政 一般質問

抜粋



前田 厚子
議員
(政友会)

標題① デフリンピックの周知と 聴覚障がい者の活動 について

1回目の質問

デフリンピックの周知について、2025年東京デフリンピックは11月15日から26日まで東京都を中心に開催され、約80か国・地域から選手約3千人が参加すると言われている。デフリンピックは「聞こえない・聞こえにくい人のためのオリンピック」であり、日本で初開催かつ100周年という歴史に残る大会である。

昨年、本市出身の佐藤正樹選手が市長を表敬訪問し、柔道で金メダルを目指すと表明した。是非、皆様で応援していただければと思う。また、全日本ろうあ連盟常任理事の久松三三氏は、「ろうつ者はこの大会を共生

社会実現の契機にしたいと願っている。」とも話していた。

デフリンピックを迎えるにあたり、本市においては広報を活用し、市民に情報を広く伝え、応援してもらうべきだと考えるが、ほかに市が考えている周知活動があれば伺う。

また、デフアスリートの姿を通し、夢を持ち努力することの大切さを子どもだけでなく広く市民に伝え、聴覚障がい者と市民を近づけるチャンスにすべきである。国も様々な周知を考えていると聞けが、市もこの機会を活かす取組を考えているか伺う。

聴覚障がい者の活動について、本市では、聴覚障害者協会が平成26年9月議会に意見書を求める請願書を提出し採択された。内容は、手話が音声言語と対等な言語であることを市民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、自由に手話を使い、さらに手話を言語として普及・研究できる環境整備を目的とした「手話

言語法」の制定である。

手話は、大正時代から最近までろ学校で禁止されていた。それまでは、口話法が主流であったため、本来に必要な人だけの言語であった。昭和45年になり、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法に明記され国内外で認知されるようになったが、社会における手話はまだまだ認知されているとは言えない。そのため、ろう者は地域でろう者とそれ以外の人が共生できることを目指し日々活動している。

聴覚障害者協会を尋ねたところ、一番望んでいるのは、手話が普段話している言葉と同じ言語であると市民に知ってもらい、理解してほしいということだった。そして、市内の聴覚障がい者に「聴覚障害者協会」があることを知り、協会に繋がっていない人にも無理のない程度に、一緒に活動をしたり情報をお届けしたり共有したいが、必要な声が届いていないことに不安を感じているという。

このような当事者の意見もある中、手話が言語であると市民に深く理解してもらい、当事者の意見や考えを広く市民に伝えていくことが行政として重要だと考えるが、市の考えを伺う。

また、「手話言語を知ってもらうための対応」として、これまでの市の取組や、今後の方針があれば伺う。

聴覚障がい者の避難訓練について、当事者が、一番不安に思っていることは、手話が市民に認識されていない中での、いつ起こるか分からない災害時の対応である。

今年5月28日には改正災害対策基本法が可決され、災害時の福祉の充実として福祉サービスが明記された。正確で迅速な情報提供に努めていただきたいが、現在、聴覚障がい者に対し、市としてどのような対応をしているか伺う。

また、防災マニュアルと富士火山噴火避難対策ガイドブックが全戸配布されたが、要配慮者支援は半ページの声かけが載っているだけであった。ろう者は、一見すると障がいがあることに気づいてもらえない場合が多く、不安を抱いている。そこで聴覚障がい者に対し声をかけ、マニュアルに基づいた実際の訓練をしてほしいとのことだった。これに対し、市の考えを伺う。

1回目の市長答弁

デフリンピックについて、聴覚に

障害のあるアスリートが出場する国際的なスポーツ大会であり、障害のある方への理解促進や多様性のある共生社会実現に向け意義のあるイベントだと認識している。

東京2025デフリンピック大会を迎えるにあたり、周知活動として、市公式ホームページや広報紙などを活用し、デフスポーツの紹介や市にゆかりのある選手の情報を発信する。

また、全日本ろうあ連盟主催による東京2025デフリンピックに向けた全国キャラバン活動が予定されており、6月14日から全国キャラバンカーの巡回がスタートする。山梨県では11月3日から8日まで実施されるこの巡回についても、広報媒体を活用しデフリンピックの周知を図る。

市の取組については、障害の有無にかかわらず軽スポーツ教室に参加できる機会を既に用意している。これらの機会においてデフリンピックの周知を図ると共に、市の教育施設内などにデフリンピックや手話言語に関連する書籍を紹介する展示コーナーを設置する。さらに、市が主催するイベントでチラシなどを配布することも検討し、より多くの方がデフリンピックの魅力に触れる機会を

創出する。

聴覚に障害のある方の活動について、聴覚に障害のある方が地域で安心して生活し、社会参加していくためには、より多くの市民が手話への理解を深め、当事者の思いや考えを市民全体で共有していくことが何よりも重要だ。

これまで、小中高校生を対象としたボランティアアスクールでの手話体験や、小中学校で聴覚に障害のある方本人による講話の場を設けるなど、福祉教育の充実に努めると共に、手話や聴覚障害への意識啓発活動として、9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせ、市役所庁舎壁面や富士山リーダードーム館でのブルーライトアップなど、手話が言語であるとの認識を広く周知する取組を進めている。

また、日常生活や社会活動における意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者の派遣や、市民を対象とした手話奉仕員養成講座を毎年開催し、聴覚に障害のある方のコミュニケーション支援と自立・社会参加のためのボランティア人材の育成など、社会参加支援にも力を注いでいる。

今後も様々な媒体を活用した周知啓発活動と福祉教育などの意識啓発

事業を継続して実施する。また、富士吉田市聴覚障害者協会や手話サークル連絡協議会などの関係団体と連携し、手話や聴覚障害への理解浸透に向けた活動を通じて、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに尊重し合い、支え合う地域社会の実現を目指した取組をさらに進める。

聴覚に障害のある方の避難訓練について、災害対策基本法の改正案が国会会で可決・成立し、附帯決議として、必要とする人に適切な福祉サービスが提供されるよう、国に対しガイドライン整備を求めている。市においても、国や県の動向を注視し、誰一人取り残さない防災への取組を推進する。

災害時の正確で迅速な情報提供については、富士吉田市安心安全メールマガジンや防災アプリなどを既に稼働しており、今後も正確で迅速な情報提供ができるよう努める。

次に、避難行動要支援者への訓練参加の呼びかけについて、災害対策基本法において、自発的な防災活動への参加は住民の責務とされている。

平時から地域の自主防災会や民生委員・児童委員と避難行動要支援者名簿を共有しており、視覚や聴覚

に障害のある方の所在は把握している。今後は自主防災会を通じて防災訓練への参加を呼びかけると共に、視覚や聴覚に障害のある方の関係団体等にも周知し、一人でも多くの市民が参加できる防災訓練を実施し、課題を検証していく。



課題②

近年の物価高対策について

1回目の質問

近年の物価高は市民の家計を直撃している。中小企業や小売店も影響を受けている。食品全般、米の価格高騰が続く、米が店頭から消えるという状況で市民は不安な日々を送っている。新倉山浅間公園周辺や市内はインバウンドで賑わい、景気が良く商

売も繁盛しているように見えるが、物価高の中での家計を支える母親たちの苦労は並大抵ではない。母親からは「育ち盛りの男の子が3人いて米がすぐなくなるが、買いに行ってもない。」「おにぎりを小さくしたら子どもに嘆かれた。」という声がある。高齢者夫婦からは「長年朝食はご飯と味噌汁だったが、米が買えなくなり他のものを食べたら体調が悪くなった。」という声も聞かれ、これは笑い事ではない。ガソリンや食料品全般など、家計を支える全てが値上がりし、市民生活は大変なことになっている。

本市では2020年4月に全国の自治体先驱「新型コロナウイルス撲滅支援金」として市民1人に1万円を支給した。2021年3月には「七福米券」としてさらに市民1人1万円が支給され、市民は支給額だけでなく、どこよりも早く市民に寄り添った施策を実行した市の英断を喜び、元気づけられたと話していた。

現在は国策が動き、7月からは電気・ガスなどで各家庭の3か月間の負担を3千円抑制する旨が発表されており、ガソリン価格や米価格の引き下げも毎日報道されている。

こうした中、「国から交付金が来ているようだが、うちの市には来ないのか」という市民の声が多く、交付金について市民に伝える必要があると考える。

「令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が各自治体に交付された。その使い道は、各自治体に物価高対策として使うよう交付されたものと認識しているが、本市において交付された金額と、その交付金を活用して実施した事業の実況及びその効果を伺う。

また、引き続き国から各自治体地域の実情に合わせ細やかな支援ができるよう「重点支援地方交付金」が令和7年5月27日閣議決定されたと発表された。追加される交付金の使い道をどのように考えているか伺う。

1回目の市長答弁

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途とその効果について、本市では、本年2月臨時会において、国からの交付額及び実施事業について議会に提案した。その際説明した通り、本市への国からの推奨事業メニュー分の交付金額は

1億4016万9千円であり、国の推奨メニューである小中学校の給食費及び保育園の副食費無償化事業に充当した。その効果として、子育て世帯の保護者の負担軽減に大きく寄与できていると評価している。

本市は令和元年10月から県内でも全国的にもいち早く学校給食費の無償化を開始している。令和3年後半から全国的に物価上昇が始まり、給食センター運営事業における令和6年度の決算見込みでは、物価上昇前と比較して賄材料費等の高騰により約5千万円増加となっている。

このような中、給食の質や量を低下させることなく、持続可能な給食費無償化を実現するためには、限られた予算から費用を捻出する必要があり、当該給付金を活用したものである。

次に、令和7年度の追加交付金について、先日2157万8千円が交付限度額として示された。

令和7年度分の当該交付金については、今後のさらなる追加の有無等、国の動向を注視しつつ対応していく。

2回目の質問

各自治体で物価高騰に対応する生活者や事業者の負担軽減を図るため「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、地域経済や住民生活支援など様々な取組が行われていることは市長も承知していると思う。

今回本市ではその交付金が、学校給食費の無償化と保育園の副食費無償化、そして非課税世帯への給付金に充てられたと聞いています。

引き続き、令和7年度にも物価高対策として増しの重点支援交付金が各自治体に交付されている。

それが現在2157万8千円と示されたが、この交付金の使い道は既に計画されているか伺う。

また、新聞等でも報道されたが、本市ではふるさと納税が、職員の皆さまの日々の努力の積み重ねで、今年寄附額が101億円を超えた。

この101億円という数字に「決して財源がないとは思えない。」という市民の声が多く聞かれる。

近隣の町村では物価高対策として、町民に商品券を出したり、村民の光熱費に充てるよう現金支給をしたりしている。

ふるさと納税や令和7年度の交付金と合わせて、本市ができる施策を計画してほしいが、市長の考えを伺う。

また、このような時に生活困窮者への情報周知を強化したり、物価高騰に関する市民からの相談窓口を設けたりすることも考えてほしいが、市長の見解を伺う。

2回目の市長答弁

令和7年度に交付される2157万8千円の交付金の使い道について、現在検討中であり、今後のさらなる追加の有無等、国の動向を注視しつつ対応していく。

ふるさと納税については、寄附額のうち、約半額は事業者への返礼品代金やポータルサイト手数料等の経費であり、市の財源となる金額は寄附額の半額である。

さらに、寄附者は8つのメニューの中から使い道を指定して寄附するため、その意向に沿った事業に毎年活用している。

持続可能な富士吉田市の実現に向けて、各種公共施設の老朽化対策等に対し、しっかりと備えていく必要があることも認識してほしい。

本市ができる物価高騰対策について、本来、これらの経済的課題は、国が責任を持って包括的かつ持続的に対策を講じるべき問題である。国

においては、ガソリン価格抑制支援や電気・ガス料金の負担軽減支援、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯への現金給付など様々な支援策が講じられているが、目に見えた効果は実感できていない。国政においては、減税や現金給付の案などについて、夏の参議院議員通常選挙の焦点となるとの報道も出ている。まずは、こうした国の物価高騰に苦しむ市民や事業者への支援策について、どのような策となるのかを注視しつつ対応していく。

生活困窮者への情報周知の強化や、物価高騰に関する市民からの相談窓口について、生活困窮者に対し、以前から福祉課と社会福祉協議会を窓口として、きめ細かな相談支援を行っている、個々の相談内容に応じ、関係機関と連携しながら生活支援につなげる施策に取り組んでいる。

また、物価高騰により多重債務やクレジットカードの返済など金銭トラブルに陥った場合には、市に設置している消費生活センターにて相談を受け付けている。事業者に対して

も、富士吉田商工会議所をはじめとする支援機関と連携し、相談体制を整えている。

今後も引き続き、きめ細かな相談支援に努めるとともに、市ホームページ等を活用した情報発信や、各関係機関等と連携を図り、様々な方に対して情報が行き届くよう取り組んでいく。

3回目の質問

市長の答弁の中で、「国での施策が様々講じられているが、目に見えた効果は実感できていない。」とあった。しかし、政府は物価高対策として家計の下支えをする様々な案を検討してくれており、本市も今できることを何か考えるべきではないか。

今回の積増し分の交付金に対しては、各自治体が実施計画を提出して交付金の申請をするとのことであり、その締め切りも10月末と聞き、まだ間に合うと思うので伺う。

本市の交付金限度額が「2157万8千円」と先の答弁にあったが、本市ではどのような内容の計画をしているのか。

市民の声に耳を傾け、市民が物価高を乗り越えるよう後押しするよう

な施策を実現してほしい。市長の考えを伺う。

3回目の市長答弁

交付金の使い道について、先の答弁で述べた通り、今後のさらなる追加の有無等、国の動向を注視しつつ対応していく。

市民が物価高騰を乗り越えるための施策について、長引く困難な状況に対し、国が様々な対策を講じているにもかかわらず、目に見えた効果が実感できていないことも事実である。物価高騰に苦しむ市民や事業者への有効な支援策について、これまでもその時々的情勢に応じて様々な施策を実施してきたように、今後も引き続き物価高騰対策に取り組んでいく。



6月

市政 一般質問

抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

標題① 富士吉田市立病院に ついて

1回目の質問

地方自治法に基づき住民福祉増進のため設置された富士吉田市立病院は、地域基幹医療機関として重要な役割を果たしている。一方で、公立病院の約9割が赤字経営と言われている。

経営悪化、医師・看護師不足、人口変動、医療高度化を背景に、総務省は令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制確保のためのガイドライン」を示し、公立病院経営強化プランの策定を要請した。本市立病院はこれを受け、令和6年3月に4年間の「富士吉田市立病院経営強化プラン」を策定した。

同プランには、導入から10年以上

経過した放射線治療装置リニアックの計画的更新を明記し、地域がん診療病院の使命を果たすとした。しかし、本年2月の臨時会報告や3月報道によると、放射線を当てる位置を定める装置(ピナクル)の故障と放射線治療装置(リニアック)の不具合により、2月から放射線治療が休止している。患者は県立中央病院や山梨大学医学部付属病院等へ紹介されたものの、本市立病院院長は、「すでに治療開始までに2〜3か月待ちの状態であるようだ。」とコメントしている。多くの市民がこの機器で命を救われており、早期再開を望む声が寄せられている。

これら装置の更新に関して、財政難を理由としているが、策定間もないプランに更新を明記したにもかかわらず、この状況に陥った理由を伺う。

また、本年4月11日報道で市長はリニアック更新について「市単独で

の更新は考えられない。」富士東部地域あるいは県全体で考えるべき時が来ている。」と発言した。リニアック治療患者の約半数が市外からの利用者であることを踏まえれば妥当な見解だ。現在、リニアック更新について、富士東部地域や山梨県との話し合いの場が設けられているか、進捗状況を伺う。

さらに、経営強化プランでは医師・看護師不足が叫ばれる中、医療スタッフ確保が喫緊の課題であり、基幹病院として重要かつ積極的に取り組むべきとしている。しかし、本年4月12日報道によると、看護師不足により集中治療室(ICU)病棟を一時的に休止し、看護師対応が約半数で済むICUに準じたHCUの一般病棟への機能移行を行うとのことだ。生命の危機にある重篤患者が緊急搬送された場合、HCUで対応ができるのだろうか。看護師不足を解消し、ICUの早期運用再開を望むが、執行者の見解を伺う。

また、経営強化プランには経営形態の見直しも記載がある。ガイドラインには地方独立行政法人化、地方公営企業法の全部適用、指定管理制度の導入、事業形態の見直しの4つの選択肢が示されているが、本市の

病院事業は「地方公営企業法の一部適用」という経営形態をとっている。人件費や光熱費、医療機器高騰など、今後の病院経営は一層厳しい状況が予想される。市長のリニアックに関する見解を踏まえれば、病院全体の経営も本市単独では立ち行かなくなる可能性もある。富士吉田市立病院の今後の経営形態の見直しについて、執行者の見解を伺う。

1回目の市長答弁

富士吉田市立病院経営強化プラン策定から間もない中でのリニアック休止状況についてだが、プラン策定後の令和6年度の物価上昇率は2.7%、人事院勧告による人件費上昇率は2.58%となっている。一方、病院収入の根幹である入院・外来収益は、国が定めた診療報酬という公定価格で算定されるが、令和6年度の薬価等を含む診療報酬の改定率はマイナス0.12%と大幅な乖離が生じている。このような想定を超える急激な物価の上昇とこれらに見合った診療報酬の改定がされないことが病院の経営状況に強く影響し、リニアックを休止するに至った。

次に、リニアックの更新に関して

の話し合いの場についてだが、3月末に山梨県と現状確認を含む情報共有を行った。今後も引き続き県と協議を進めていく。

また、集中治療室（ICU）の休止の影響と再開についてだが、ICUの機能を一般病棟にある高度な医療を提供するHCUへ移し、ICUのスタッフと設備を一体でHCUに配置し、さらに医療安全に最大限配慮することで、これまでと同様に重篤な患者等への対応が可能となるため、地域の医療に対し過度な不安や大きな影響を与えることはない。今後、看護師不足の解消を図り看護体制が整い次第、速やかにICU病棟を再開する。

次に、経営形態の見直しについてだが、経営改善を進めるための選択肢の一つとして、当院において各経営形態等のメリットやデメリットの洗い出し、経営に与える効果、他病院における成果等を踏まえ検証していく。

2回目の質問

本年4月に各家庭に配布された「ふじよしだふるさと納税使い道BOOK2025」によると、令和

6年の本市へのふるさと納税寄附額は100億円を突破した。この冊子には、寄附金の使い道として「市民の暮らしを豊かにする事業」とあり、市立病院の基本理念には「地域の皆さんの健康と暮らしを支えるために、思いやりのある質の高い医療を提供します。」とある。健康は豊かな暮らしの根本であるという観点から、ふるさと納税の寄附金の一部をリニアックの不具合解消と早期更新に充てることを希望する意見が多くの市民から寄せられている。執行者の見解を伺う。

本年3月6日の報道によると、市立甲府病院の令和6年度決算は、医療収益が目標額を6億円以上上回る見通しだ。同病院は「断らない医療」を経営方針に定め、救急医療の受け入れなどを積極的に進めた結果、入院患者数が増加し医療収益の増加につながった。また、1999年に廃止した人間ドック事業を受け入れることで、更なる患者数増加も見込んでいるそうだ。

「断らない医療」、特に「断らない救急」は、患者の重症度に関わらず全ての救急患者を受け入れることで安心感を与え、医療サービス提供増加により医療収益向上が期待できる

一方、人件費増やスタッフの負担増が懸念される。

本市立病院では、診察時間外に救急外来を希望する患者に対し、症状確認後緊急性がないと判断した場合、他病院へ行くか、翌日まで様子を見るよう伝えるケースがあるとのことだ。「断らない医療・救急」に関して、どのような考えを持ち、対応していくのか見解を伺う。

また、がんに罹患した患者が治療できず他病院に入院せざるを得ないケースや、本市立病院医師の患者に対する接し方に関して、市民から切実な意見が寄せられている。看護師不足や医療スタッフの過重労働等、問題は山積だが、経営強化プランの運営方針にある「皆さんの尊厳及び権利を尊重し、患者中心の医療を目指します。」等を確実に実行し、市立病院の運営を進めてほしい。執行者の見解を伺う。

2回目の市長答弁

ふるさと納税の寄附金をリニアックの更新費用に充てることについてだが、先ほど答弁したとおり、物価等の上昇と診療報酬の改定不均衡が病院の経営状況に強く影響してお

り、今後も厳しい経営状況が続く。このことから、リニアックの更新は本市単独では難しいと考えている。また、市立病院の利用者の半数以上が市外の利用者であることから、広域的な対応が必要な問題である。

ふるさと納税は寄附額のうち約半額が返礼品代金やポータルサイト手数料等の経費であり、市の財源となる金額は寄附額の半額だ。さらに、寄附者は8つの事業メニューの中から使い道を指定して寄附するため、その意向に沿った事業に毎年活用し



ている。以上を踏まえ、富士吉田市に寄せられた寄附金の使い道をリニアックの更新とすることは望ましくなく、ふるさと納税の寄附金を更新費用に充てることは考えていない。

次に、当院の「断らない救急医療」に対する考え方と対応についてだが、「断らない医療」を掲げる病院の中には、時間外の救急対応増大により、医師等スタッフの過重労働を招き、医療現場の疲弊につながる要因の一つとなっていることや、医師の働き方改革、看護師不足など医療資源が不足しているなかで、このような医療に取り組んでも、結果として大きな赤字運営となっている病院もある。安易に「断らない医療」を理念に掲げることが、結果として地域医療の崩壊にもつながりかねない可能性があることも認識してほしい。

しかしながら、そのような中でも当院においては、二次救急医療機関として、自力来院が難しく救急車で搬送される患者や、入院や手術を伴う緊急性の高い患者を受け入れ、救急外来や病棟の状況を見ながら可能な限り多くの患者の受け入れを行っている。特に富士五湖管内の二次救急患者に関しては、約92%の患者がこの地域で受け入れが完結されてい

る。これは峡東地域の約62%や峡南地域の約53%よりはるかに高く、大きな病院が多数存在する甲府管内と同等の数値となっている。今後の救急医療においても、当院の役割をしっかりと果たし、市民へ安心安全な医療を提供していく。



いずれにしても、医師や看護師などの医療スタッフが限られている厳しい状況ではあるが、医療資源を最大限活用する中で、地域の基幹病院としての役割を担うと共に、患者に寄り添った医療を提供していく。

標題②
本市における有機農業とオーガニックビレッジについて

1回目の質問

農林水産省は「緑の食料システム戦略」に基づき、有機農業の生産から消費まで一貫して行い、農業者だけでなく事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村を「オーガニックビレッジ」として推進している。令和7年3月時点で全国131市町村がこの仕組みを導入しており、農林水産省は令和12年までに200市町村を創出する目標を掲げている。

有機農業は「有機農業に関する法律」で、化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境負荷を低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されている。初めてわが国で「有機農業」という言葉が使われたのは、1971年の日本有機農業研究会創立時と言われている。農業の工業化と農薬による環境汚染問題を背景として、安全な食料を求め

る動きが広まる中で有機農業が誕生した。本市でも少数だが有機農業に取り組んでいる方がいる。

有機農業は通常農業と異なり、収穫量低下、虫食い、見た目の問題等、栽培技術の確立・普及が課題となる。メリット・デメリットはあるものの、農林水産省の方針やSDGsの理念に則った持続可能な農業の在り方を考えることは非常に重要である。そこで、行政としての有機農業に関する見解と、農林水産省が推進するオーガニックビレッジに向けた本市の取組について見解を伺う。

1回目の市長答弁

有機農業に関する見解およびオーガニックビレッジに向けた本市の考えについてだが、化学肥料や農薬を使用しない有機農業は、一般的に高温多湿な日本の気候では病害虫が発生しやすく、管理が難しいとされている。手作業や自然に寄り添った栽培方法が求められ、より多くの人手が必要となるが、病害虫による規格外品が多く発生し、周辺農地への病害虫被害が拡大する事例も見受けられる。また、安定的に生産できる慣行栽培と比較すると、収穫量が減少

するため農業収入が安定しないなどの課題もある。現在、市内の耕地面積180ヘクタールに占める有機農業の割合は約1%の1・85ヘクタールで、生産者は極少数である。

そのような状況の中、一部生産者においては、子供たちの安心安全な食の推進として、学校給食に提供するための減農薬による特別栽培米の生産に協力をいただいている。また、本市の農業者の多くは兼業農家であるため、ほとんどが出荷・流通を目的とした営農ではなく、親族や知人等で消費する自給自足的農業として営まれており、農薬の使用等を控えた農作物の生産に取り組んでいると認識している。その結果として、消費者の健康増進や地域の自然環境の保全にもつながり、持続可能な農業形態として展開していると捉えている。

一方で、有機農業への取組には生産者への負担を強いる課題も多いため、現時点では有機農業の拡大を要件とするオーガニックビレッジに向けた取組としてはなく、減農薬栽培等による消費者や環境に配慮した持続可能な農業の推進に努めていく。

2回目の質問

農林水産省が本年5月に有機農業への取組の進め方に関する資料を作成している。この資料は、有機農業に関して確立した技術をマニュアル化し、技術普及に活用できると思われる。これから有機農業に取り組みたい方のために、本市農林課のホームページ等で周知すべきではないか、見解を伺う。

また、自治体として有機農業の産地づくりに取り組むメリットとして、環境にやさしいまちづくりや学校給食での有機農産物使用が、地域の魅力を高め、人気のある移住先となっている事例も散見される。富士山北面の素晴らしい環境にある本市も、この地域の優位性を活かし、「富士山ブランド」として高付加価値化につなげることは、地域活性化の一つの手段であると考えます。

農林水産省は平成23年度から、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援するための「環境保全型農業直接支払交付金」という制度を設けている。本市でこ

の制度を利用している方がいると聞くと、現在の利用実績と利用したい方への周知方法を伺う。

現在、有機農業に取り組む方や新たに有機農業への取組を希望する方も少数だがいる。この方々に、農林水産省は相談窓口の設置や研修制度の創設によりサポート体制を構築している。また、実際に有機農業に取り組む地域の先進事例を学ぶ機会も必要だと考えるが、農林水産省は有機農業新規参入促進事業において、事業実施主体が有機農業に関する相談窓口となり、有機農業の専門家であるオーガニックプロデューサーの派遣や民間有機指導団体の栽培技術指導・研修会の開催を実施している。本市もこのような制度を利用し、有機農業に興味を持つ方へのサポートをしていくべきだが、見解を伺う。

2回目の市長答弁

まず、有機農業に取り組みたい方への周知についてだが、市ホームページにおいて、国の有機農業に関する支援制度や減農薬栽培を紹介するページを新たに作成するなど、新規就農者や生産者に対し、しっかりと周知していく。

次に、減農薬栽培を対象とする環境保全型農業直接支払交付金制度の利用実績と周知方法についてだが、令和6年度の利用実績は、4名の生産者からなる農業者団体1団体が制度を活用しており、5・19ヘクタールの面積で取り組んでいる。今後、有機農業者への支援と併せ情報発信を図るとともに、農業委員会などと連携した上で広く周知し、安心安全で持続可能な農業の推進に取り組んでいく。

次に、有機農業に興味を持つ方へのサポートだが、有機農業や減農薬栽培の取組は、持続可能な農業や環境保全の点からも大変重要なものであるため、有機農業新規参入促進事業をはじめとする国や県の各種農業支援制度を活用し、新規就農者へのサポートを実施していく。



6月

市政 一般質問

抜粋



秋山 晃一
議員
(無会派)

標題① 生活保護制度における 資産の活用について

1回目の質問

生活保護制度は最後のセーフティーネットである。高齢者など収入が少ない場合、生活維持のために働けなくなれば制度を利用することになる。しかし、これまで資産として自動車の保有は原則認められず、厳しい条件での限定的な使用しか許されなかったため、申請をためらうケースが多かった。公共交通機関が少ない当地域では自動車が必要品であり、自動車の保有や使用が認められないため生活保護を受けるといふ決断に至らなかったことについては、セーフティーネット制度上の欠陥と言える。

認めることになった。これを受け、当市でも自動車の使用範囲を拡大し、制度を利用しやすくすべきだがどのような形で運用していくのか。障がい者や介助者、病氣治療中の方の通院や買い物、日常生活における移動時の使用について運用はどうするのか。また健康な方は、従来仕事に必要な場合の利用は認められていたが、買い物や日常生活の移動についてはどのように運用していくのか。市の見解を伺う。

次に、生活保護世帯のエアコン購入・修理への支援について、記録的な猛暑が続く中、多くの自治体がエアコン設置支援を進めている。生活保護世帯へのエアコン購入助成については、生活保護費の収入認定とされるとして実施しない考え方があがるが、厚生労働省の見解では、「自立更生を目的として」として「自立更生のため」に充てられる額

は「収入として認定しないこと」と生活保護手帳に明記されている。自立更生する、生活力再生産のための費用は収入と認めないとしているため、生活保護世帯へのエアコン設置支援を進めるべきだと考えるが、この点について市の見解を伺う。

1回目の市長答弁

まず、1点目の自動車の保有について、自動車は最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であり、また、維持費を継続的に必要とすることから、原則として保有は認めない。しかし、国の実施要領において、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に住む方が通院や通勤に利用する場合などは、例外的に自動車の保有が認められることとなっている。

昨年12月には保有が認められた自動車の他用途での利用に関する国の通知があったことから、その後本市においても、変更後の国の実施要領に基づき、適正な運用を行っている。生活保護制度は法定受託事務であり、国が定めるルールに従って市町村が一律に実施することとされている。今後においても、国の実施要領に則り、個々の世帯の病状など生活状況を総合的に勘案

した上で、自動車の保有や利用要件について判断していく。

次に、2点目のエアコン設置への支援について、生活保護世帯のエアコンの購入は、保護費の毎月のやりくりによって計画的に行うか、これが困難な場合には生活福祉資金の貸付けを活用することが可能である。また、熱中症予防が必要とされ一定の要件に該当する生活保護世帯に対しては、エアコンの購入費用を支給できる仕組みも整えられている。本市としては、今後も引き続き、こうした国の制度に基づき適切に対応するとともに、日頃の訪問活動等を通じて、生活状況の把握に努め、夏場の熱中症対策などの健康管理について助言指導を行っていく。

2回目の質問

生活保護制度は国の定めるルールの上で運用するとの答弁だったため、再度伺う。車の保有が認められた障がい者や介助者、通院・通院のために車保有が認められた世帯の、日常生活の買い物などでの利用はどうか。厚生労働省の通知には条件付きで利用を認めて差し支えないとある。市の「適正な運用」の内容について伺う。

また、健康な方の車の使用に関する

る1回目の答弁は、該当部分が不明瞭だったため、改めて明確な答弁を求める。

2回目の市民生活部長答弁

生活保護世帯の自動車の利用について、本市では障害の有無や通勤・通院など個々の事情により自動車の保有が認められた世帯に対し、国の実施要領に照らし、適切と認められた場合には、日常の買い物など他の用途への自動車の利用も認める運用を行っている。

また、健康な方の自動車の使用についても同様に、国の実施要領に基づき、その方の生活実態、世帯の状況等を十分に勘案した上で、個別に判断をしている。

いずれにしても、生活保護世帯への対応については、障害があるかないか、健康であるかないかなど、単一の理由での運用を行うのではなく、国の実施要領に基づき、日頃の訪問活動等による生活状況の把握を通じて、引き続き適切に対処していく。



② 戦後80年の取組について

1回目の質問

今年には戦後80年の節目である。例年8月を中心に平和行事が行われるが、今年には各自自治体で例年以上の取組が計画されている。富士吉田市としてどのような考えのもと、どのような取組を行うのか伺う。

戦後80年が経過し、戦争体験者が減少し、戦争の教訓をリアルに学ぶことが困難になっている。この状況で、積極的に戦争の実態を次世代に伝える機会を設ける必要がある。

ウクライナやガザの状況を見れば、一度始まった戦争を停戦させることの困難さ、平和維持のための不断の努力の重要性が明らかである。この戦後80年の節目を機に、多くの人が戦争と平和について考え、平和維持のために何が必要か、市民として何ができるかを共に考える機会を行政が積極的に設けるべきではないかと考えるがいかがか。

次に、核兵器廃絶のための取組について伺う。昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、核兵器の人道

的影響への世界的認識が高まっている。一方、超大国首脳による核兵器威嚇など危機的な状況も存在する。今年3月に核兵器禁止条約第3回締約国会議が開催されたが、唯一の被爆国である日本政府はオプザーバー参加すらしていない。核兵器廃絶について市民が考える機会を設けるべきではないか。甲州市では被団協を招いた講演会などが計画されている。戦後80年の節目に、富士吉田市は平和の維持と核兵器廃絶について市民と共にどう取り組むのか伺う。

1回目の市長答弁

まず、戦後80年の取組について、世界平和の実現には、平和を維持する不断の努力が大切であるため、本市では特定の節目に限らず、世界平和実現に向けた取組を行っている。例として、

令和4年2月24日のウクライナ危機に際し、翌3月には避難民受け入れを表明し、同年9月以降2名の避難民を受け入れた。今後も持続的に平和実現に向けた啓発活動を進め、平和な未来の基盤を構築していく。また、戦後80年の節目である本年は、ウクライナや中東での紛争が続く現状を鑑み、終戦の日を前に改めて平和を考えるための企画展開催を予定している。

次に、核兵器廃絶の取組について、

本市は昭和59年の「核兵器廃絶平和都市宣言」以来、市役所庁舎に懸垂幕を掲示し、市民や来訪者に対し世界平和への姿勢をPRしている。また、平和の尊さを認識させる目的で毎年平和ポスター展を実施している。このポスター展は例年市内中学生を対象としていたが、令和4年のウクライナ侵攻で幼い子供まで犠牲になったことを受け、同年より小学生まで対象を拡大した。小学校に依頼した初年度は中学生と合わせて80点の応募だったが、昨年度は市内全12校から424点の応募があり、子供たちの中に平和を求める心が育っていると感じる。核なき世界は被爆国である日本のみならず、人類共通の願いと信じ、今後も核兵器廃絶平和宣言都市として継続して取り組む。

③ 物価高騰対策について

1回目の質問

物価高騰は収まる様子がなく、調査会社によると、今年6月に1900品目、2025年10月までの公表分で16224品目の値上げが予定さ

れており、年間では約2万品目を超える可能性がある。原材料費、人件費、輸送費の高騰により、食料品や日用品の値上がりが続くが、これにより、市民生活や事業所経営は大変厳しい状況にあると推測する。まず、物価高騰が市民生活へ与える影響をどう認識しているか伺う。

次に、生活者や事業者への支援について、昨年12月の政府補正予算による各自治体の対策事業では、甲州市は障がい者事業所、介護事業所、保育事業所、医療機関等に支援金給付を行った。上野原市はこれに加え、高校生、大学生、0歳から2歳児の保護者、小中学校の保護者、中小企業製造業者への支援を実施した。本市では、生活者や事業者全てを対象としたような、きめ細やかな支援事業が不十分であると考えるが、実施を検討すべきではないか。

1回目の市長答弁

まず、物価高騰が市民生活へ与える影響について、令和2年の新型コロナウイルス感染症に始まり、ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の不安定化は世界経済に大打撃を与え、物価高騰や金融不安からの円安を招いた。本市でも市民生活に大きな影響が出てお

り、地域経済は長期的に停滞している。特にトランプ大統領の関税政策の動きは、サプライチェーンに不安定さをもたらし、原材料調達コストの上昇を通じて物価高騰がさらに進むことを懸念している。食料品、日用品、光熱費など生活直結の支出負担は、年金生活者、子育て世帯、単身高齢者にとって特に深刻であると認識している。中小企業や事業者も仕入れ価格上昇で値上げせざるを得ない状況だが、それが消費を冷え込ませる悪循環につながる可能性も考慮している。

次に、市民や事業者への支援について、これまで著しい経済変動の際には、市民や事業者を全力で支援するため、新型コロナウイルス撲滅支援金の支給、「みんなのエネルギー3度にわたる「七福来巻」の発行、電子決済によるポイント還元、公的貸付資金の利子補給、水道料金の基本料減免、消費生活サポート給付金の支給など、様々な施策を積極的に講じてきた。しかし、これらの経済課題は本来、国が責任を持って包括的かつ持続的に対策を講じるべき問題であると考え。国はガソリン価格抑制支援や電気・ガス料金負担軽減支援、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯への

現金給付など、様々な支援策を講じているが、目に見えた効果は実感できない。国政では、減税や現金給付案が夏の参議院議員通常選挙の焦点になるとの報道もある。まずは、国の物価高騰に苦しむ市民や事業者への支援策がどのようなものになるかを注視していく。

2回目の質問

市民生活や事業者への影響を認識し、過去には経済変動時に支援策を講じてきたとの答弁だった。しかし、今回の経済課題への対策は本来国が行うべきとのこと、市の対策については言及がなかった。この認識の違いの理由を伺う。

もちろん政府はエネルギー・食料の輸入依存度の高さ、円安、非正規労働の解消、中小企業支援など経済課題に適切に対処すべきだが、それは別に政府は5月末に重点支援交付金の追加を決定した。低所得世帯・子育て世帯支援、消費下支え、省エネ家電への買い換え促進などの生活者支援、医療・介護・保育施設、農林水産業、中小企業、地域公共交通・物流、観光業への支援といった推奨事業メニューが示されている。地域の実情を最も知る地方自治体として、

引き続きこの推奨事業メニューの実施を検討すべきではないか。

2回目の市長答弁

まず、支援策への認識の違いについて、ウクライナ情勢やトランプ大統領の関税施策など、国際情勢の変化による物価高騰への経済対策は、本来国が責任を持って国民の安心・安全確保のため包括的かつ持続的に講じるべき施策であると考えている。しかし、著しい経済変動に対し国の支援が早急に行われなかったり、偶々まで行き渡らなかつたりした際には、市民に寄り添う基礎自治体として、物価高騰や地域経済に不安を感じる市民をいち早く支援する必要があるため、その時々々の情勢に応じ様々な施策を積極的に講じることとしたものである。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューについて、追加交付の限度額2157万8千円が示された。この交付金の活用については、今後のさらなる追加の有無など、国の動向を注視しつつ対応する。



6月

市政 一般質問

抜粋



横山 勇志
議員
(みらい)

1回目の市長答弁

剣丸尾西土地区画整理事業の経過と進捗については、平成27年8月の組合設立当初はアウトレット誘致を進めたが、御殿場プレミアム・アウトレットとの距離が近いことから具体化に至らなかった。

本事業を成功させるためには、保留地を処分し、財源を確保することが必須であり、約10年、多方面に誘致活動を展開したが企業進出に結び付けられなかった。しかし令和6年4月、リゾートトラスト株式会社から組合に対し、会員制高級ホテルの

開業を目的とした土地買付証明書が提出された。現在は事業認可に向け、組合と企業が連携して事業計画の作成に取り組んでいると報告を受けている。当該区域は自然公園法に基づく富士箱根伊豆国立公園普通地域に指定されていることや山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例の適用地域であること、山梨県の森林計画区であるため、各種法令に基づく届出等が必要であり、関係機関と協議を進めている。

組合は既に地権者向けに仮換地指定の事前説明会を実施済みであり、今後、事業計画案を作成し、組合員向け説明会と総会開催へ準備を進めていく予定だ。

なお、昨年はリゾートトラスト株式会社より企業版ふるさと納税の寄

附があり、本市の発展に多大な支援を得ている。当該事業者には引き続き事業活動を通じて地域社会の発展に寄与されることを強く願っている。

本事業用地はかつてない規模の開発事業として、本市地域経済にとつて市外からの経済投資と消費流入活性化の重要な拠点となると考える。今後も組合との連携を密にし、早期事業実現を支援する。

次に、剣丸尾西土地区画整理事業に伴う関連インフラ整備について、少子高齢化や人口減少が進み、将来の自治体運営に不安を抱えるなか、新規雇用創出や税収確保に繋がる本事業は、本市にとってメリットが大きい。そのため、進出企業の事業計画が明らかになった後、組合と連携し、施設規模や集客数など計画の様々な条件に応じて、道路や上下水道等周辺の関連インフラ整備を適時適切に進めていく。

次に、市道横町熊穴線の進捗とその位置付けについて、この路線は、近年頻発する自然災害に対応するため、平成28年3月策定の富士吉田市道路整備計画において整備優先度の高い防災ネットワーク路線として位置付けられたものだ。延長約2キロメートル、幅員7メートルの道路を整備するものであり、完成後には、国道139号上宿西交差点周辺市街地と、災害時の防災活動拠点となる富士北麓公園を結ぶ新たなルートが誕

標題① 土地区画整理事業と 関連インフラ整備に ついて

1回目の質問

剣丸尾西土地区画整理事業は、民間の「富士吉田市剣丸尾西土地区画整理組合」による約28・2ヘクタール、約9万坪の広大な土地を対象として展開される大規模事業であり、市にとって将来を見据えた重要投資だ。この事業は「稼げるまち」の実現に寄与し、リゾートトラストなどの企業進出も予定され、本市の経済活性化に大きく貢献すると認識している。

これまで複数回、本事業の進捗状況を一般質問してきた。そのため、当事業は当初構想から長い年月が経過しているが、民間事業であるため公の場で詳細を語れない部分があることは承知している。しかし、市の将来に大きな影響がある重要事業でもあるため、改めてこれまでの経過と現状、総合的な進捗状況について市長に説明を求める。

また、本事業の進展は、本市にとって大変意味のある投資であり、固定資産税の増加や新たな雇用の創出など、将来的に本市の経済的メリットに繋がる。その効果を最大限に引き出すには、事業区域のみならず、周辺の道路や上下水道など関連インフラ整備が不可欠だ。これら関連インフラ整備について、市長がどのように考え、いかなる方針で進めようとしているのか見解を伺う。

次に、関連道路として「市道横町熊穴線」について質問する。この道路は本市の市街地と「市道東富士1号線」を南北に繋ぐ優先度の高い防災ネットワーク路線であり、今後供用開始した際には防災上の緊急輸送道路としても位置付けられる重要な路線だ。過去の一般質問でも計画の変遷や用地取得の考え方を含めて市長に提言した経緯もある。市は令和9年度末に工事完了、令和10年度に供用開始予定と聞いているが、この道路を住民に広く知ってもらうためにも、「市道横町熊穴線」の進捗とその位置付けの説明を求める。

生ずる。この新たなルートにより、山梨県の第一次緊急輸送道路である国道139号と富士北麓公園が複数路線でアクセス可能となり、市の防災力が大きく向上する。

本路線の整備実現に向けては、防衛省の民生安定事業の採択を受け、国庫補助による財源を確保しながら事業進捗を図ってきた。令和元年度に事業着手後、地権者や地域住民、議員各位の理解・協力の下、令和5年5月には市道東富士1号線から富士北麓公園へ至る約500メートル区間を一部供用開始した。現在は、市道東富士1号線から国道139号に向け道路改良工事を進めており、昨年度には間堀川上流の沢に架かる一本松橋を完成させた。

今後、道路改良工事を進め、令和9年度に未供用区間全体の舗装工事を実施し、当該年度末に本路線は完成を迎える予定だ。

2回目の質問

答弁により、剣丸尾西土地地区画整理事業の経過と進捗状況、関連インフラ整備への市の認識や基本的な方針が示された。特に市道横町熊穴線が防災機能強化の観点から整備優先度の高い防災ネットワーク路線であり、令和9年度末の完成を目指し着実に整備が進められていることを確認した。

このような重要な土地地区画整理事

業の効果を最大限に引き出し、併せて関連する周辺インフラの機能性を高めていくためには、当該事業区域付近の整備にとどまらず、広域的な交通ネットワークとの接続性を高める視点が不可欠だ。さらに、近年では「市道昭和大学通り線」において混雑が常態化しており、地域住民の生活利便性や地域経済活動にも支障が生じている。

そのような観点から注目すべきは、当該地域を含む富士山北麓エリアと市街地との連携、更には広域交通網との接続を担う新たな基幹道路、すなわち「仮称」南部東西幹線1号」の整備である。

富士吉田市道路整備計画の基本方針（広域幹線道路ネットワーク強化、都市機能強化、地域間交流円滑化）に照らしても、「仮称」南部東西幹線1号」は、剣丸尾西地区を含む富士山北麓エリアと市街地、既存の主要幹線道路等を有機的に結び、重要な幹線道路として構想されている。現時点において、当該道路は構想段階にあり、重要路線の位置付けにはなされていないが、この路線が将来的に果たす役割は極めて大きく、剣丸尾西地区を始めとする富士山北麓エリアの整備効果を面的に波及させると共に、防災道路としても機能するなど、多面的な意義を有する重要なインフラだと考える。

この「仮称」南部東西幹線1号」について、今後の富士吉田市の都市基

盤整備に不可欠な計画道路として明確に位置付け、単なる構想に留まらず、道路整備計画道路としての具体化を積極的に進めるべきではないか、市長の考えを伺う。

2回目の市長答弁

「仮称」南部東西幹線1号」は、本市南部の市街地の進行に合わせた計画的な道路整備という観点から、国道138号及び国道139号と東富士五湖道路との間の地域を東西に横断する路線として本市道路整備計画に掲げられた構想道路である。

国道138号及び国道139号より富士山側に広がる本市南部地域は、東富士五湖道路とその側道である市道東富士1号線を外郭に配置し、この東西軸に対して南北の縦軸を整備することで道路網が形成されてきた。南北の縦軸には市道昭和大学通り線、県道富士上吉田線があり、令和9年度末には市道横町熊穴線が加わり南北交通のネットワークは強化される。一方、東西の横軸は主要路線が市道東富士1号線の



みであり、この状況を解消し、東西交通のネットワークを強化することを目的として構想された道路が「仮称」南部東西幹線1号」である。

この構想を立てた平成28年3月の道路整備計画策定から歳月が経過し、本市南部地域を取り巻く状況は大きく変化した。令和3年4月には東富士五湖道路が新東名高速道路と

直結し、令和4年7月には富士吉田忍野スマートインターチェンジが開通したことにより、本市南部地域は、富士吉田インターチェンジと合わせて東西に広域交流の拠点となる2か所の玄関口を有することとなった。さらに、剣丸尾西土地区画整理事業が会員制高級ホテルの建設という大型投資計画を伴って動き出し、また令和9年度末に完成予定の市道横町熊穴線沿線でも、更なる市街化の進展と産業の集積が見込まれる。

このような状況を背景に、横山議員と同様に「(仮称) 南部東西幹線1号」については、構想道路から計画道路とするための具体的検討を始める時期に来ているものと考える。

現在、市道東富士1号線は東富士五湖道路からの流入交通を東西に流す役割を1路線のみで担っており、相当な交通負荷がかかっていると想定されるため、本年度、当該路線を含む主要交差点の交通量調査を実施し、正確な交通需要を把握する。

今後、この調査で得られた交通需要データを基に計画道路のルート、位置、規模等の検討を進めていく。



標題②

経済対策について

1回目の質問

本市における経済対策は、市長が掲げる「稼げるまち」の実現に向けた重要な柱であり、市民生活および企業活動の安定と発展にとって極めて重要な政策分野だ。私もこれまで、一般質問の中で繰り返しその重要性を指摘してきたところである。

現在、物価高騰や円安、ウクライナ情勢や中東不安といった国際的な要因により、市民生活・企業経営の両面が極めて厳しい状況に置かれている。特に、米の価格高騰や一部品目の供給不足など、日常生活に直結する課題も顕在化しており、給料の上昇が物価上昇に追いつかない状況のなか、多くの市民が困難に直面している。米中対立や貿易摩擦といった先の見えない国際経済の動きも、市民の将来不安を大きくしている。

このような中、市長はこれまで、新型コロナウイルス感染症への対応を始め、迅速かつ力強い経済対策を講じてきた。具体的には、全市民に現金1万円を支給した「コロナ撲滅支援金」や、地域内での消費喚起を目的としたプレミアム付商品券「七福来券」の複数回配布、PayPay等の電子決済によるポイント還元

事業など、生活支援と地域経済活性化を同時に図る施策が行われてきた。また、企業向けにはコロナ禍において「利子補給制度」を通じて利子の全額を市が負担する手厚い支援も実施された。さらに、地元出身の学生に向けた「コロナに負けるな!ふじよしだ若者エール便」など、幅広い対象にきめ細やかな配慮がなされた支援が展開され、市長が常に「市民に寄り添う姿勢」を貫いてきたことは広く評価されるべきだと考える。

しかし、コロナ禍を経た今なお、経済環境の改善には至っておらず、むしろ状況は一段と深刻化しているとの声も多い。企業向けの「利子補給制度」についても、現在は補助率がコロナ禍の10割から5割に引き下げられていると聞いている。

このような状況の中、国はガソリン代価格支援策や米の価格安定に手を打ち始めている。また東京都では水道基本料金の無償化を実施することだ。

以上の現状を踏まえ、市が今後とも「市民に寄り添う姿勢」を堅持し、どのような経済対策を講じていく考えがあるのか、市としての基本的な認識と今後の対応方針について、見解を伺う。

1回目の市長答弁

現在の経済状況に対する本市の認

識と今後の対応方針について、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症に端を発し、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や中東情勢の不安定化は、世界経済活動に大打撃を与え、物価高騰や金融不安からの円安を招いた。本市においても市民生活に大きな影響を受け、地域経済は長期にわたり停滞を余儀なくされている。特に、アメリカのトランプ大統領による関税政策の動きは、国際貿易やサプライチェーンに不安定さをもたらし、原材料調達コストの上昇に繋がり、物価高騰が更に進むのではないかと懸念している。

これまで、長引く困難な状況に耐える市民や事業者を全力で支援するため、新型コロナウイルス撲滅支援金、飲食店応援のみんなのエール食券、三度にわたる七福来券の発行、電子決済ポイント還元、各種公的貸付資金の利子補給、水道料金基本料減免、消費生活サポート給付金支給など、その時々々の情勢に応じて様々な施策を積極的に講じてきた。

しかし、本来、これらの経済的課題は国が責任を持って包括的かつ持続的に対策を講じるべき問題だ。国においては、ガソリン価格抑制のための支援や電気・ガス料金の負担軽減支援、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯に対する現金給付など様々な支援策が講じられているが、目に見えた効果は実感できていない。

このような中、国政においては、減税や現金給付の案などについて、夏の参議院議員通常選挙の焦点となるとの報道も出ている。

まずは、このような国の物価高騰に苦しむ市民や事業者への支援策について、どのような策となるのかを注視していく。

2回目の質問

答弁を聞き、現在の社会情勢が与えている本市の経済状況への認識は私の考えと大きな違いはないと思う。また、これまで市が市民に寄り添い、多くの支援策を行ってきたことは大変評価できる。しかし、経済対策についての認識は私の考えと異なるようだ。

経済対策について、「本来、国が実施すべき」という基本的考え方は私も間違っていないと思うが、経済状況が一段と深刻化している今、国の動向を待つのではなく、少しでも市民の不安を和らげるよう、速やかに市として何らかの支援策を実施する必要があるのではないか。

国においてガソリン代支援や電気・ガス料金支援、政府備蓄米の放出に加え、新たな経済対策の検討もなされ始めている今、市が今後も変わることはない「市民に寄り添う」姿勢を市民に対して見せる必要があるのではないか。

これまで行っていたいた、現金

給付「や」七福来券」、「pay pay ポイント還元事業」、「水道基本料金の減免」など、市民が直接支援を受けたことを実感できる方策は数多くある。改めて市が今後も「市民に寄り添う姿勢」を堅持し、どのような経済対策を講じていく考えがあるのか、見解を伺う。

2回目の市長答弁

市が行う経済対策について、先ほど答弁したとおり、ウクライナ情勢やトランプ大統領による関税施策など、国際情勢の変化等に伴って引き起こされた物価高騰に対する経済対策は、本来国が責任を持って国民の安心・安全の確保に向けて包括的かつ持続的に対策を講じるべき施策だと考える。

しかし、著しい経済変動に対して国の支援が早急に行われなかったり、隅々まで行き渡らなかつたりした際には、横山議員認識のとおり市民に寄り添う基礎自治体として、物価高騰や不安定な地域経済に対して不安を感じる市民を、いち早く支援する必要があることから、その時々的情勢に応じて様々な施策を積極的に講じてきた。

まずは、国の物価高騰に苦しむ市民や事業者への支援策について、どのような策となるのかを注視しつつ、市独自の支援策について検討していく。

3回目の質問

ただいま市長に答弁いただいたが、国の支援策を待っているのは市民への早急な支援はできない。参議院議員選挙の焦点となるということからは、国の支援はどんなに早くても秋以降となり、それでは物価高騰に苦しむ市民へ寄り添った対応とは言えない。

国の動向を待つのではなく、今、スピード感を持って、市民への「現金給付」や「七福来券」、「pay pay ポイント還元事業」、「水道基本料金の減免」などの支援を実施すべきだ。

市が今後も「市民に寄り添う姿勢」を堅持し、どのような経済対策を講じていく考えがあるのか、今一度見解を伺う。

3回目の市長答弁

市が行う経済対策について、先ほど答弁したとおり、本来、物価高騰対策は国が責任を持って包括的かつ持続的に対策を講じるべき施策である。

このような中、自由民主党と公明党においては、夏の参議院議員通常選挙に向けての選挙公約として、全国民を対象に現金を給付し、さらに、住民税非課税世帯に対しては、上乗せ給付をするとの報道がある。立憲

民主党においても、全国民を対象に一人あたり2万円の「食卓おうえん給付金」の支給を公約に掲げている。

長引く困難な状況に対し、国が様々な対策を講じているにもかかわらず、国民生活は厳しさを増しているのが実態であり、物価高騰対策が急務であることは私も同じ考えである。

私は1期目から今日まで「市民第一主義」「市民と一体でまちを輝かせたい」という姿勢で市政に取り組んできた。物価高騰や不安定な地域経済に不安を感じる市民の声が、私のところにも多く届いており、こうした市民の声に耳を傾け、手を差し伸べるからこそ、私の政治信念であり、使命である。

ついでには、なるべく早い時期に本市独自で取り組むべき施策を講じ、引き続き物価高騰対策に取り組んでいく。



令和7年第3回定例会 議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△)
賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果	
報告第2号	専決処分報告について(富士吉田市税条例の一部改正)	6/11報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第3号	専決処分報告について(富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正)	6/11報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第4号	専決処分報告について(令和6年度富士吉田市一般会計補正予算第10号)	6/11報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第5号	継続費繰越計算書について(令和6年度富士吉田市一般会計)	6/11報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
報告第6号	繰越明許費繰越計算書について(令和6年度富士吉田市一般会計)	6/11報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
議案第26号	令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第1号)	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第27号	富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第28号	令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第29号	工事請負契約の締結について(道の駅富士吉田新築棟建設(建築主体)工事)	6/25即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第30号	工事請負契約の締結について(道の駅富士吉田新築棟建設(機械設備)工事)	6/25即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第31号	工事請負契約の締結について(道の駅富士吉田新築棟建設(電気設備)工事)	6/25即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第32号	工事請負契約の締結について(社会資本整備総合交付金関連事業 富士吉田市宮尾垂団地2号館内部改修工事)	6/25即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第33号	令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	6/25即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第34号	富士吉田市監査委員の選任について	6/25即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	◇	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第35号	富士吉田市議会特別委員会の設置について	6/25即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
選任第1号	富士吉田市議会議会運営委員会委員の選任について	指名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について	指名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名推選																				□		当選
選挙第2号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	指名推選																					□	当選

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果
選挙第3号	富士・東部広域環境事務組合議会議員の補欠選挙について	指名推選										□							□		□		当選
選挙第4号	富士吉田市議会議長の選挙について	指名推選													□					議長			当選
選挙第5号	富士吉田市議会副議長の選挙について	指名推選													議長						□		当選

9月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	本会議 (開会) 14:00					
7	8	9	10	11	12	13
				本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	
14	15	16	17	18	19	20
		決算特別 委員会 10:00	決算特別 委員会 10:00	決算特別 委員会 10:00		
21	22	23	24	25	26	27
	常任委員会 (総務経済) 10:00		常任委員会 (文教厚生) 10:00	常任委員会 (建設水道) 10:00		
28	29	30				
		本会議 (閉会) 14:00				

※招集告示は8月25日(月)となります。

本会議・常任委員会を傍聴しませんか!!

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。なお、議会運営上、開会時間を過ぎる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

●傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本 会 議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

Tel.0555-22-0612



年4回 市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
TEL.0555-22-0612 (直通)

編集後記

富士吉田市議会だより第170号をお届けいたします。
6月定例会では、「近年の物価高対策について」等、市民の皆様の生活に密着した一般質問が複数の議員から行われました。

また、議会最終日には、正副議長の就退任のほか、委員会構成の変更があり、議会だより編集委員会の構成員も変更となりました。

今後とも議会だよりにつきましては、分かりやすく丁寧な情報提供に努めて参りますので、皆様どうぞよろしくお願いたします。
(宮下 宗昭)

議会だより編集委員会

委員長 宮下 宗昭
副委員長 渡辺 利彦
委 員 渡辺 幸寿／前田 厚子／藤原 栄作／藤田 徹

委員会構成に変更がありました

● 議会運営委員会



■ 委員長 宮下 宗昭 ■ 副委員長 渡辺 利彦
■ 委員 渡辺 幸寿・前田 厚子
藤原 栄作・藤田 徹

● 総務経済委員会



■ 委員長 勝俣 大紀 ■ 副委員長 前田 厚子
■ 委員 奥脇 和一・小俣 光吉・秋山 晃一
渡辺 将・滝口 晴夫

● 文教厚生委員会



■ 委員長 藤原 栄作 ■ 副委員長 渡辺 幸寿
■ 委員 太田 利政・勝俣 米治・横山 勇志
宮下 宗昭・藤田 徹

● 建設水道委員会



■ 委員長 藤井 義房 ■ 副委員長 鈴木 富蔵
■ 委員 渡辺 利彦・戸田 元
渡辺 新喜・伊藤 進

● 演習場対策特別委員会

■ 委員長 渡辺 利彦 ■ 副委員長 小俣 光吉
■ 委員 奥脇 和一・横山 勇志・勝俣 大紀・秋山 晃一・藤原 栄作・伊藤 進・渡辺 将・滝口 晴夫

● 国際観光推進・織物等産業振興対策特別委員会

■ 委員長 戸田 元 ■ 副委員長 渡辺 幸寿
■ 委員 太田 利政・勝俣 米治・前田 厚子・宮下 宗昭・渡辺 新喜・鈴木 富蔵・藤田 徹・藤井 義房

○ 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員(補欠選挙)

■ 上吉田区域 前田 厚子 ■ 下吉田区域 藤田 徹

○ 富士五湖広域行政事務組合議会議員(補欠選挙)

渡辺 幸寿・前田 厚子・勝俣 大紀・鈴木 富蔵

○ 富士・東部広域環境事務組合議会議員(補欠選挙)

勝俣 大紀・渡辺 将・滝口 晴夫



富士吉田市議会のホームページはこちらのQRコードからご覧になれます。
ぜひご活用ください。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

